

神石高原町境界確定事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、神石高原町内の公共用財産等の土地境界の確定等に関する事務について、他に特別の定めのあるもののほか必要な事項を定めるものとする。ただし、国土調査法（昭和26年法律第180号）に基づく土地境界の確定等この要領により難しいものはこの限りでない。

(公共用財産の範囲)

第2条 この要領は、神石高原町所有の公共用財産及び町内所在の法定外公共物について適用する。

(境界確定等の申請)

第3条 土地境界確定立会申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）の提出先は、所轄の支所とする。

(申請者)

第4条 申請者は、土地所有者とする。ただし、次の各号に該当する場合は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 法人が土地所有者の場合は代表者とする。ただし、法人が解散又は倒産した場合は清算人又は管財人とする。
- (2) 共有地の場合は原則として共有者全員とする。ただし、共有者全員の委任を受け1名で申請することができる（様式第2号）。
- (3) 土地所有者が死亡している場合は、原則として相続人全員とする。ただし、相続人全員の委任を受け1名で申請することができる（様式第2号）。
- (4) 未成年者の場合は、法定代理人（親権者又は後見人）とし、申請書には法定代理人であることを証する書面を添付し、土地所有者記名の上、法定代理人が併記押印して申請するものとする。
- (5) 開発行為又は工事施行に伴う申請で、土地所有者が多数の場合は、その施行者が土地所有者の委任を受け申請することができる（様式第2号）。

2 前項の規定にかかわらず、土地所有者に代わって事務の一部を代行する場合は、その代行者が申請書に委任状（様式第2号）を添付の上、申請することができる。

(添付図書)

第5条 申請書に添付する図書は次のとおりとする。ただし、印鑑証明書及び土地登記簿謄本を除き原本の写しで処理することができ、印鑑証明書及び土地登記簿謄本については、申請者の請求により、原本を還付することができるものとする。

- (1) 申請者の住所、氏名が土地登記簿謄本の記載事項と同一の場合

- ア 位置図（縮尺1/10000～1/50000程度の地図）
- イ 案内図（住宅図、戸別詳細図など代表的な目的物から現地までの経路）
- ウ 現況実測平面図（縮尺1/250～1/500）（既存のものがある場合に限る。）
- エ 現況実測横断面図（縮尺1/100～1/250）（既存のものがある場合に限る。）
- オ 法務局備付地図（縮尺、方位、転写年月日及び転写した者の職氏名を記入の上捺印させること。なお、必要があれば旧公図を添付させること。）

カ 申請地及び申請地に隣接する公共用地の地積測量図

キ 隣接土地所有者等一覧表（様式第3号）

ク 印鑑証明書（ただし、委任状（様式第2号）による申請の場合に限る。）

ケ 土地登記簿謄本（申請民有地及び申請地に隣接する公共用地のもの）

コ 現況写真

- (2) 申請者の住所、氏名が土地登記簿謄本の記載事項と異なる場合は、(1)の添付図書以外に次の書類を添付させる。

ア 戸籍謄本等

土地登記簿謄本に記載されている土地所有者が死亡し、所有権移転の手続きがなされていないときは、相続人が判明できる戸籍謄本及び戸籍謄本をもとに作成した相続関係説明図（ただし、戸籍謄本等の関係書類についてはすべて還付するものとする。）

イ 住民票等

土地登記簿謄本記載の土地所有者の住所が現住所と異なるときは、住所沿革が判明できる資料（住民票、法人登記簿謄本等）

（図面の調製者等）

第6条 申請書に添付する図面は、原則として土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）に基づく土地家屋調査士又は測量法（昭和24年法律第188号）に基づく測量士若しくは測量士補が測量調製したものでなければならない。

2 図面には、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 土地の所在
- (2) 測量方法
- (3) 使用器具
- (4) 測量年月日
- (5) 作製者の資格、住所（事務所）及び氏名

（受付・書類審査）

第7条 町長は、申請書を受け付けたときは、町長が指定する職員（以下「境界確定事務担当職員」という。）に、別に定める審査表により審査させるものとし、境界立会を実施することが適当であると認めたときは、境界確定立会申請書処理簿（様式第4号）に登載させるものとする。

ただし、申請のあった土地が所有権確認等の訴訟又は紛争中の場合は原則として受け付けないものとする。

（既境界確定の有無）

第8条 町長は、あらかじめ申請地及び付近地について、既境界立会の有無を調査するものとし、既に立会がなされている箇所については、原則として再度の境界立会をしないものとする。

（申請に基づく立会等の通知）

第9条 町長は、申請書を受理し審査後、申請者に対し、立会場所、立会日時及びその他必要な事項を通知するものとする。

2 町長は、同時に立会が必要と認められる申請地に隣接する土地所有者、利害関係人及びその他参考人等に対しては、申請者から立会依頼させることができる。

(現地における境界立会)

第10条 境界確定事務担当職員は、立会に当たり、申請者本人を確認し、申請者が立会を委任した場合は、その受任者を委任状（様式第2号）により確認するものとする。

2 境界確定事務担当職員は、前項以外の立会者を、申請書に添付されている隣接土地所有者等一覧表により確認するものとする。

3 境界確定事務担当職員は、隣接土地所有者等一覧表による立会者が、立会を委任した場合は、その受任者を委任状（様式第5号）により確認し、原則として立会者全員をもって境界確定協議を行うものとする。

4 境界確定事務担当職員は、立会に当たっては、必ず現況写真を撮影の上、現況を確実に把握するものとする。

(境界立会報告書等の作成)

第11条 町長は、境界立会の協議をした場合は、境界確定事務担当職員に境界立会報告書（様式第6号）を作成させるものとする。

(境界確定協議書の提出)

第12条 申請者は、境界確定の協議が調ったときは、境界確定協議書（様式第7号）を提出するものとする。

2 境界確定協議書に添付する図書は次のとおりとする。

(1) 現況実測平面図（縮尺1/250～1/500）

(2) 現況実測横断面図（縮尺1/100～1/250）

(3) 法務局備付地図（縮尺、方位、転写年月日及び転写した者の職氏名を記入の上捺印させること。なお、必要があれば旧公図を添付させること。）

(4) 印鑑証明書（すでに提出している場合を除く。）

(5) 同意書（様式第8号）

3 申請者は前項の図書のうち、現況実測平面図及び現況実測横断面図並びに法務局備付地図には確定した境界線を朱記し、境界確定協議書とともに綴り、2部提出するものとする。

4 町長は、提出された境界確定協議書を審査の上、適正なものと認められた場合は、記名押印の上、1部を申請者に交付するものとする。

(境界確定の不調通知)

第13条 町長は、次に掲げる場合において、境界確定不調通知書（様式第9号）により申請者に通知することができる。

(1) 申請者と境界線について確定協議が調わない場合

(2) 隣接地等の土地所有者及び利害関係人が承諾しない場合

(3) 申請者に提出を求めた書類が3か月以内に提出されない場合

(4) その他境界を確定することができない場合

(証明書の交付)

第14条 町長は、境界確定協議成立後、土地所有者から境界確定の証明を求められたときは、境界確定証明願（様式第10号）を提出させるものとする。

2 境界確定証明願に添付する図書は次のとおりとする。

(1) 位置図

(2) 現況実測平面図（縮尺1/250～1/500）

(3) 現況実測横断面図（縮尺1/100～1/250）

- (4) 法務局備付地図（縮尺，方位，転写年月日及び転写した者の職氏名を記入の上捺印させること。なお，必要があれば旧公図を添付させること。）
 - (5) 土地登記簿謄本
- 3 前項の図書のうち，現況実測平面図及び現況実測横断図並びに法務局備付地図には証明を求める境界線を朱記し，境界確定証明願とともに綴り，2部提出するものとする。
 - 4 町長は，境界確定証明願（様式第10号）を受理したときは，第7条に定める境界確定立会申請書処理簿（様式第4号）等により確認し，証明するものとする。ただし，境界確定協議書を作成する必要のない証明については様式第11号により通知する。

附 則

この要領は，平成16年12月13日から施行する。

注 意 事 項

- 1 申請書に添付する図面は，原則として土地家屋調査士法（昭和25年法律第 228号）に基づく土地家屋調査士又は測量法（昭和24年法律第 188号）に基づく測量士若しくは測量士補が測量調製したものとしてください。
- 2 図面には，次の事項を記載してください。
 - （1） 土地の所在
 - （2） 測量方法
 - （3） 使用器具
 - （4） 測量年月日
 - （5） 作製者の資格，住所（事務所）及び氏名

委 任 状

私は、

市 町 丁目 番
郡 村 大字 字

_____を代理人と定め、次の行為を委任します。

1 境界確定を求める土地の表示

所 在 地	地 目	公簿面積	備 考

2 上記土地の境界確定に関する委任の範囲は、次のとおりです。

申請から境界確定に関する通知の受領に至るまでの一切の権限

注：個別的事項のみの委任の場合には、委任事項を具体的に表示すること。

年 月 日

住 所 _____

氏 名 _____ 印

隣接土地所有者等一覧表

	所 在	公簿地目	公簿地積	所有者の住所, TEL	氏 名	備 考
隣 接 土 地 所 有 者						
利 害 関 係 人						

整理番号 状 況	公共用地の種別	申 請 土 地 の 所 在	申請（協議）者名	申 請 （ 協 議 ） 者 住 所	申 請 日 受 立 提	確 証 不 取 付 会 出	日 日 日 日 日 日	日 日 日 日 日 日	備 考
	公共用地の名称								

委 任 状

私は、

市 町 丁目 番
郡 村 大字 字

_____を代理人と定め、次の行為を委任します。

1 境界確定を求める土地の表示

所 在 地	地 目	公簿面積	備 考

- 2 上記土地の境界確定に関する現地協議に立会して、協議に応じてこれに同意し
又は同意を与えないこと。

年 月 日

住 所_____

氏 名_____印

平成 年 月 日

神 石 高 原 町 長 様

立会員（職氏名）印

境 界 立 会 復 命 書

法定外公共物・町道敷の境界立会を行いました，その概要は次のとおりです。

1 境界確定を求める法定外公共物等の表示

所 在 地	種 別	備 考
神石高原町〇〇〇〇番地先	道	
以下余白		

2 申請者名前又は名称

住 所 神石郡神石高原町〇〇〇〇番地

名前又は名称 〇 〇 〇 〇

3 立 会 日 平成〇〇年〇〇月〇〇日

4 概 要

(1) 立会地の状況

隣接地は、畑であり境界は確定時から現地の地形変更はなされていない。

(2) 立会内容

地籍図を現元し，地権者立会いの上，境界の確認を行なった。

復元した境界点についても特に問題なし。

神石高原町〇〇〇〇〇番地 〇〇〇〇

(代理人) 福山市三吉町〇丁目〇番〇〇号 〇〇〇〇

〇〇支所産業建設課 係長〇〇〇〇，〇〇〇〇

以上3者により境界の立会いを行なった。

(3) 特記事項

なし

境 界 確 定 協 議 書

次の公共用地と民有地の境界については、次のとおり確定しました。

1 立会年月日 年 月 日

2 境界を確定した民有地及び公共用地の所在

(1) 土地の所在（民有地）

神石郡神石高原町

番地

(2) 土地の所在（公共用地）

神石郡神石高原町

番地

3 公共用地の種別・名称

4 協議成立年月日 年 月 日

5 境界標の番号及び位置

6 その他参考となる事項

7 添付図書

現況実測平面図，現況実測横断図，法務局備付地図（旧公図），印鑑証明書，同意書

以上の協議成立を証するため，協議書2通を作成し，各自記名押印の上，その1通を所持する。

年 月 日

公共用地

神石高原町長

印

民 有 地 住 所

氏 名
電 話

印

境界確定不調通知書

年 月 日

殿

神石高原町長

印

年 月 日付けで申請のあった土地の境界確定に関する協議については、
次の理由で不調となりましたので通知します。

- 1 土地の所在（民有地）
神石郡神石高原町 番地
- 2 土地の所在（公共用地）
神石郡神石高原町 番地
- 3 公共用地の種別・名称
- 4 不 調 理 由

境界確定証明願

年 月 日

神 石 高 原 町 長 様

申請者	住 所	
	氏 名	印
	電 話	
代理人	住 所	
	氏 名	印
	電 話	

次の土地について、境界を証明してください。

- 1 土地の所在（民有地）
神石郡神石高原町 番地
- 2 土地の所在（公共用地）
神石郡神石高原町 番地
- 3 公共用地の種別・名称
- 4 証明を受ける理由
分筆・地積更正・地図訂正・その他（具体的に ）
- 5 添付図書
位置図・現況実測平面図・現況実測横断図・法務局備付地図（旧公図）
土地登記簿謄本（証明を受ける土地）
※ 必要に応じて委任状を添付すること。

年 月 日

上記については、別紙現況実測平面図及び横断図並びに法務局備付地図に記載のとおりであることを証明します。

神石高原町長

⑨

平成 年 月 日

様

神 石 郡 神 石 高 原 町 長 印

境界確認証明について（通知）

平成 年 月 日付けで申請のあったこのことについては、次のとおり法定外公共物等との境界が確定していることを証明します。

1 境界確定している法定外公共物等の表示

所 在 地	種 別	備 考

2 確定している境界の表示
添付図面に記載した朱線のとおり

3 境界確認期日 平成 年 月 日

4 添 付 書 類
公図写及び横断図（本証との割印を付した図面）